

伊勢原市協働事業提案書

令和2年5月26日



伊勢原市長 殿

住所 伊勢原市板戸405
団体名 はたふらい (Butterfly)
代表者氏名 長塚 糸子

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型協働事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型協働事業
協働事業名	「人が『働く』と書いて『働く』企画 第6号単〜 精神疾患をお持ちの『働き方』とは? 緊急企画 「生きづらさを抱える人のコロナ禍での『働く』とは？」
添付資料	(1) 団体概要 (第2号様式) (2) 協働事業実施計画書 (第3号様式) (3) 協働事業収支予算書 (第4号様式) (4) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し (5) 会員、構成員の名簿の写し (6) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し

緊急企画「生きづらさを抱える人のコロナ禍での『働く』とは？」に関する
協働事業協定書

伊勢原市(以下「市」といいます。)と「ばたふらい(Butterfly)」(以下「市民活動団体」といいます。)は、緊急企画「生きづらさを抱える人のコロナ禍での『働く』とは？」(以下「事業」といいます。)に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

- 1 事業の目的
精神疾患がある人へ働く意欲を持っていただくとともに、精神障害者への理解や合理的配慮などについて、多くの市民に働きかけることを目的とします。
- 2 協定の目的
本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。
- 3 協働に関する原則
市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。
 - (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心がけます。
 - (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
 - (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
 - (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るよう努めます。
 - (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
 - (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。
- 4 役割と責務
 - (1) 市の役割と責務
 - ア 情報提供
市は、市民活動団体に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。
 - イ 分担業務
 - i 事業の実施に当たり、会場確保について協力します。
 - ii 市後援名義の使用を承認します。
 - iii 手話通訳派遣費用等、経費の一部を負担します。
 - iv 本事業実施に当たり、助言やアドバイスをを行います。
 - ウ 報告書に関すること
市は、市民活動団体が作成した報告書の内容を検討し、市政に生かすよう努めます。
 - (2) 市民活動団体の役割と責務
 - ア 情報提供
市民活動団体は、市に対し事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。
 - イ 分担業務
 - i 事業の目的を達成するため、事業を総括します。
 - ii 事業の目的を達成するため、参加者の募集や講師の手配、会場設営を行います。

iii その他、事業開催に関わるすべてを行います。

ウ 情報公開

市民活動団体は、事業実施の経過・内容・成果等について、より多くの市民の目に触れるように広く一般に情報公開や情報提供をします。

エ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、個人情報に関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催して協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、令和2年8月31日までとします。

7 事業の評価等

市民活動団体と市とは、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市民活動団体と市とが協議して定めるものとします。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市、市民活動団体は、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和2年7月6日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山 松太郎

(市民活動団体)

伊勢原市板戸405番地

ばたふらい(Butterfly)

代表 長塚 絢子